石鳥谷体育館使用料

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="3">土曜日及び日曜日以外の日</td><td colspan="3">土曜日及び日曜日</td></tr>
<tr><td>8:30～
12:00</td><td>12:00～
17:00</td><td>17:00～
21:00</td><td>8:30～
12:00</td><td>12:00～
17:00</td><td>17:00～
21:00</td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸切使用（1時間までごとに）</td><td rowspan="3">アリーナ</td><td>一　般</td><td>400円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>500円</td><td>600円</td><td>700円</td></tr>
<tr><td>小学校児童、
中学校及び
高等学校生徒</td><td>200円</td><td>250円</td><td>300円</td><td>250円</td><td>300円</td><td>350円</td></tr>
<tr><td>営利目的の場合</td><td>8,000円</td><td>10,000円</td><td>12,000円</td><td>10,000円</td><td>12,000円</td><td>14,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">アリーナの個人使用
（1時間までごとに）</td><td colspan="6">一　　般　　50円</td></tr>
<tr><td colspan="6">小学校児童、中学校及び高等学校生徒　　30円</td></tr>
</table>

備考１　条例第4条ただし書の規定による臨時に開館する場合の使用料は、「土曜日及び日曜日」の額とする。

２　貸切使用の場合において、入場料、会費その他これらに類する料金を徴収する場合の使用料（営利目的の場合の使用料を除く。）の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

３　貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1の額とする。

４　暖房施設を使用するときは、実費を基準として市長が定める額を加算した額とする。